

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年1月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500244号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500096号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を12万7,000円、平成19年8月10日の標準賞与額を13万円、同年12月7日の標準賞与額を13万8,000円、平成20年8月18日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

昭和59年7月1日から昭和60年12月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月
③ 平成19年12月
④ 平成20年8月
⑤ 昭和59年7月1日から昭和60年12月1日まで

請求期間①、②、③及び④については、「給与支給明細書」のとおり、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。請求期間の標準賞与額を認め、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤については、昭和59年7月1日から昭和60年11月30日までの間、B社に正社員として勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④については、請求者から提出された給与支給明細書の写し及びC社D支店が提出した預金取引明細照会(流動性)によると、請求者は、平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の給与支給明細書の

写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①は12万7,000円、請求期間②は13万円、請求期間③は13万8,000円、請求期間④は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤については、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のB社における被保険者資格取得日は昭和59年10月18日、離職日は昭和61年2月15日とされていることから、請求者は、当該期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の請求期間当時の事業主及び同社の現在の代表取締役は請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について照会したが、請求者の同社に係る勤務実態等を確認できる資料の保管はない旨回答している。

また、請求者及び複数の同僚が請求者と同様の職に従事していた女性事務員として氏名を挙げた者のうち、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数人確認できること、請求者が氏名を挙げた請求期間当時に社会保険事務を担当していた同僚は、自身の勤務期間において、事務補助を担当した女性は15人以上であった旨陳述しているものの、当該期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる女性は6人であること等を踏まえると、同社では、請求期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、請求者は、請求期間において、健康保険はE健康保険組合に加入していたことが、厚生年金保険に加入していたことの証拠である旨主張しているところ、当該組合は、請求者の加入記録について資料の保存がないため、確認できない旨回答していることに加えて、当該組合と厚生年金保険の加入等に係る届書の提出先は異なることから、この主張のみをもって必ずしも厚生年金保険に加入していたとはいえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。